

令和6年8月

令和7年度
税制改正等に関する要望書

酒類業中央団体連絡協議会

幹事：全国卸売酒販組合中央会

日本酒造組合中央会

日本蒸留酒酒造組合

ビール酒造組合

日本洋酒酒造組合

全国小売酒販組合中央会

日本ワイナリー協会

日本洋酒輸入協会

(一社) 全国地ビール醸造者協議会

令和7年度 税制改正等に関する要望項目（目次）

○ 制度改正の要望

- 第1 酒税の減税要望について** 1 ページ
酒類には、酒税に加えて消費税が併課されており、酒類の税負担は他の物品・サービスと比べ極めて高いものとなっている。
また、最近の原料・資材、エネルギー価格・物流費の高騰が酒類業者並びに消費者に与える影響も考慮し、すべての品目に係る酒税を一律に軽減してもらいたい。
- 第2 租税特別措置法第87条等の継続について** 2 ページ
酒類が担税物資として高額な税負担を長年担ってきた歴史的な背景や最近の酒類業者の経営実態を考慮し、措置内容の継続をしてもらいたい。
- 第3 独立行政法人酒類総合研究所の機能の維持・強化について** 3 ページ
平成25年12月24日閣議決定「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」で新たに日本産酒類の輸出促進にも取り組むこととされ、現在、産学官連携の取組みを強化し、着実に成果をあげている。令和3年度から新たな中期目標期間に入り、日本産酒類の競争力強化等、酒類製造の技術基盤の強化などの酒類業の振興のための取組みをメインに酒類に関するナショナルセンターとしての取組みを継続することとされているが、引き続き、その機能が維持・強化される方向で検討願いたい。
- 第4 制度の簡素合理化等について** 4 ページ
酒税制度にある多くの申告・届出・承認・許可等の義務規定の中に、流通の合理化や事務処理の迅速化の支障となっているものがあるので、これらの簡素合理化を図ってもらいたい。また、酒税のe-Tax申告についても利便性向上のための改善を図っていただきたい。特に、各酒類団体が共通して重要と認識する事項について、意見をとりまとめ別途提出するので、是非とも実現をお願いしたい。
- 第5 貸倒れに係る酒税の還付制度の創設について** 5 ページ
酒類の販売代金が回収不能になったときの酒税を酒類業者に新たな負担を強いることのない形で還付する制度を創設してもらいたい。

第6 酒類業の健全な発達のための措置について

6ページ

酒税法、酒類業組合法の二法からなっている法体系については、現行の免許制度や国民の健康面等を踏まえつつ、今後酒類業の健全な発達に資するべく、酒類事業法(仮称)の制定を検討してもらいたい。

第7 輸出酒類販売場制度の負担の軽減について

7ページ

令和6年度税制改正大綱に掲げられた「外国人旅行者向け免税制度(輸出物品販売場制度)の抜本的な見直し」に際しては、消費税とともに酒税も免税とされている「輸出酒類販売場」の負担の軽減に十分配慮して検討願いたい。

○ 執行面での要望

第1 公正な取引市場の確保について

8ページ

平成28年改正された酒税法及び酒類業組合法に基づき「酒類の公正な取引に関する基準」が平成29年6月1日から施行され、更に、同基準の見直しが令和4年6月に実施された。

各酒類業団体においては同基準のみならず「指針」等を遵守し、酒類の公正な取引の確保に向けて指導・啓発に積極的に取り組んできたが、当局におかれても酒類業界の実態を踏まえながら、取引の一層の透明性、合理性を維持し、公正な市場を確保するため、適切な指導・調査の実施をお願いしたい。

第2 時代の要請を踏まえた酒類販売業免許制度の構築と運用について

9ページ

酒類販売業免許制度は、酒税の保全の観点からはもとより、酒類の社会的管理の面からも必要不可欠の制度であり、国際的整合性のある制度構築と、適切な運用を図ってもらいたい。

第3 承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例措置の運用等について

10ページ

令和5年度税制改正により創設され令和6年度より実施されている「承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例措置」は、従来の租特87条(品目ごとの軽減税率)から製造者単位の軽減措置に改組され、新たに事業計画書の作成・承認が要件とされ、毎年、実績報告書の提出も必要となるなど、中小酒類事業者にとって馴染が薄いものであり、引き続き丁寧な指導、事業者の負担等に配慮した運用等をお願いしたい。

特に、能登半島地震で被災した酒類製造者は、現在、再興に向けて努力をしているところであり、個々の実情に応じた特段の配慮を要望いたします。

○制度改正の要望

第1 酒税の減税要望について

酒類には、大半の物品・サービスには課されていない個別間接税（酒税）が課されております。

また、令和元年10月には消費税率が8%から10%へ引き上げられましたが、消費税の併課は国際的に共通する原則であるとしても、個別間接税が課されていない他の物品・サービスに比べて、酒類は突出した税負担となっています。

今日の酒類業界の現状は、未だに厳しい経済社会情勢の中、規制緩和の進展等による激しい販売競争、価格競争に加えて、原料・エネルギー価格の高騰や物流の2024年問題による物流費の上昇などのため、酒類業者は非常に厳しい状況にあるとともに、消費者は生活防衛のため酒類の価格に極めて敏感になっています。

このような状況を総合的に勘案いただき、酒類の消費需要を喚起し、酒類業者の健全な経営のため、ひいては酒税収入を安定的に確保するため、酒税の大幅な減税を行っていただきますよう強く要望いたします。

特に現下の原料・エネルギー価格の高騰が酒類業者及び消費者に与える影響に鑑み、すべての品目に係る酒税を一律に軽減していただきますよう強く要望いたします。

第2 租税特別措置法第87条等の継続について

現在、租税特別措置法には、次の酒類に関する事項が規定されています。

- ① 第87条 承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例
- ② 第87条の2 低アルコール分の蒸留酒類等に係る酒税の税率の特例
- ③ 第87条の3 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例
- ④ 第87条の5 外航船等に積み込む酒類の免税

租税特別措置法の諸規定は、中小零細酒類事業者の存続や最近の酒類消費の実態等から、特に必要な税負担調整が定められたものであり、多数の中小零細企業からなる酒類業界にとって必要欠くべからざるものであります。現行制度の継続を強く要望いたします。

第3 独立行政法人酒類総合研究所の機能の維持・強化について

酒類総合研究所は、平成25年12月24日の閣議決定「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」で中期目標管理型とされ、また、新たに日本産酒類の輸出促進にも取り組むこととされました。第5期中期目標期間(R3.4～R8.3)においては、酒類業の振興のための取組みとして「酒類業の健全な発達」を実現するため、日本産酒類の競争力強化等、酒類製造の技術基盤の強化、酒類の品質及び安全性の確保、酒類業の人材育成などを掲げ、酒類業の振興を積極的に図り、特に日本産酒類の輸出促進に向けた取組みに重点を置いて実施していくとされています。

酒類総合研究所は酒類の高度な分析・鑑定及び研究などのほか酒類製造業者及び酒類流通業者に対する指導・講習等や内外の酒類業についての情報の収集・提供を行っており、更に近年は日本産酒類の輸出促進にも取り組むなど、酒類業界の健全な発達に寄与するところ真に大なる組織であります。

中小零細企業の多い酒類業界では、自社での後継者や従業員の育成も困難な状況であり、酒類総合研究所の力強い支援により経営の安定を図ることができます。また、アルコールの有用性・機能性に関する産学官連携の共同取組みにより、クールジャパンを担う重要な国産酒類産業の強靱化、及び酒類業界の需要振興に繋げることもできます。

かかる実態をご考慮いただき、引き続き、その機能が維持・強化される方向でご検討いただきますよう要望いたします。

第4 制度の簡素合理化等について

酒税制度の簡素合理化につきましては、予てから強く要望してきているところでありますが、平成29年度の酒税法改正の際その一部が実現したものの、まだ、多くの申告、届出、承認、許可等の義務規定が残されており、残っております。

今日、酒税が移出課税でかつ申告納税制度であること、また、流通の合理化や事務処理の迅速化を考えると、存続させる必要性のない規定も多くあると考えます。

引き続き、酒類業者の実態把握に努め、抜本的な見直しを行っていただきますよう要望いたします。

なお、国税庁が普及に努めているe-Taxに関しては、これまでも多くの改善がなされていますが、酒税の申告などについては、ICT化の進展した今日では使い勝手が悪いものもあるので、利便性の向上を図るための改善を強くお願いします。

第5 貸倒れに係る酒税の還付制度の創設について

酒類市場は需要が低迷し、価格競争が激化しております。このため経営悪化による酒類販売代金の貸倒れの発生が高水準となっており、今後更なる増加が懸念されます。

現行の制度では、酒類販売代金が回収不能となっても、その代金に含まれる酒税についての還付規定がないため、販売した酒類業者が高額な酒税を負担せざるを得ず、中小零細業者にとっては大きな痛手となります。

酒税は間接税で酒類業者が実質的に負担すべきものではなく、倒産等のために代金回収できない酒類に係る酒税を酒類業者が負担している実態は極めて不合理なものとなっております。

更に、わが国の間接税の中で、消費税、石油ガス税、軽油引取税には貸倒れに係る税の還付制度が設けられていますが、同じ間接税でありながら酒税にこの制度が設けられていないのは極めて不公平です。

つきましては、酒類業者に新たな負担を強いることのない形で貸倒れに係る酒税の還付制度の創設をお願いいたします。

第6 酒類業の健全な発達のための措置について

現行の酒類関係法体系は、主として、酒税法、酒類業組合法の二法により成り立っていますが、昭和28年にこれら二法が制定されて以降、経済・社会情勢は大きく変化したにもかかわらず、今日まで抜本の見直しは行われておりません。

酒類は高額な税負担をしている重要な物資であるとともに、致酔性飲料であること、また、酒類業には中小企業が多いこと等に鑑み、財務省設置法において「酒類業の健全な発達」が国税庁の任務の一つとして明記されたことは大変意義深いものと考えます。

つきましては、現行法体系について、免許制度を堅持しつつ、国民の健康に関する「アルコール健康障害対策基本法」の制定やWHOの動向等、時代の要請を踏まえ、酒類業の健全な発達により資するべく、酒類事業法（仮称）の制定を含めてご検討いただきますよう要望いたします。

第7 輸出酒類販売場制度の負担の軽減について

輸出酒類販売場制度は、地方創生の推進や日本産酒類のブランド価値向上等の観点から、「酒蔵ツーリズム」の魅力を高めていくために平成29年10月から導入されました。

酒類の製造場において、自ら製造した酒類を外国人旅行者等に販売する場合には、消費税とともに酒税が免除されています。

令和6年度税制改正大綱に掲げられた「外国人旅行者向け免税制度（輸出物品販売場制度）の抜本的な見直し」に合わせて、当該「輸出酒類販売場制度」についても見直しが行われるものと思われませんが、見直しに際しては、輸出酒類販売場の負担の軽減に十分配慮して検討いただくよう要望いたします。

○ 執行面での要望

第1 公正な取引市場の確保について

酒類は、国の重要な財政物資であり、酒税の確保及び酒類の取引の安定を図る必要があります。また、酒類は、アルコール飲料として致酔性・依存性を有し社会的に配慮を要するものであります。

令和3年3月26日に閣議決定された「アルコール健康障害対策推進基本計画（第2期）」においても、「酒類業者には、致酔性、依存性等の酒類の特殊性を踏まえた販売価格を設定することが望まれる」とされているところであります。

このような中、議員立法による「酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律」に基づき策定された「酒類の公正な取引に関する基準」等が平成29年6月1日から施行され、更に、令和4年6月に基準等の見直しが行われたところです。

原料やエネルギー価格、人件費等が高騰する中で、業務効率化に努めつつ、適切なコストオンに基づく経営を進めていくことが重要であります。

各酒類業団体においては、同基準のみならず「指針」等を遵守し、酒類の公正な取引の確保に向けて指導・啓発に積極的に取り組んで参りましたが、当局におかれても酒類業界の実態を踏まえながら、取引の一層の透明性、合理性を維持し、公正な市場を確保するため、適切な指導・調査の実施を要望いたします。

第2 時代の要請を踏まえた酒類販売業免許制度の構築と運用について

酒類販売業免許制度は、酒類製造免許制度と共に酒税制度の根幹をなすものであり、また、先進諸外国においても、酒類の製造と販売については、社会的管理の必要性の観点から、わが国より厳しい規制がしかれております。

近年、わが国においては、政府の規制緩和政策との関係から、酒類小売業免許、酒類卸売業免許について緩和等が行われておりますが、酒類販売業免許制度は、酒税の保全の観点からはもとより、酒類の社会的管理の面、WHOの勧告の社会的要請の観点にも鑑みた酒類業の健全な発達のため、国際的整合性のある制度構築と、適切な運用を要望いたします。

第3 承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例措置の運用等について

令和5年度税制改正により、「承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例措置」が創設され、令和6年度より実施されています。

同特例措置は、平成元年に創設された従来の租特87条（品目ごとの軽減税率）から製造者単位の軽減措置に改組されたものであり、新たに事業計画書の作成・承認が要件とされ、毎年、実績報告書の提出も必要となるなど、酒類事業者にとって馴染が薄いものであります。

については、事業者の不安を払拭し、新制度の円滑な定着を図るため、引き続き酒類事業者に対する丁寧な指導、事業者の負担等に配慮した運用等を要望いたします。

特に、能登半島地震で被災した酒類製造者は、現在、再興に向けて努力をしているところであり、個々の実情に応じた特段の配慮を要望いたします。